

令和6年第1回神奈川県議会定例会

提出議案説明附属資料

(2月13日提案分)

健康医療局

## 目 次

ページ

|   |                                   |   |
|---|-----------------------------------|---|
| 1 | 国民健康保険法施行条例 新旧対照表                 | 1 |
| 2 | 神奈川県薬物濫用防止条例 新旧対照表                | 2 |
| 3 | 神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表 | 4 |

1 国民健康保険法施行条例（平成29年神奈川県条例第66号）新旧対照表

| 改 正   | 現 行  |
|---|--|
| <p>第1条～第3条（略）<br/>（国民健康保険事業費納付金の額の算定に使用する係数等）<br/>第4条 政令第9条第1項第2号イの医療費指数反映係数は、<u>0.6</u>とする。<br/>第5条～25条（略）</p> | <p>第1条～第3条（略）<br/>（国民健康保険事業費納付金の額の算定に使用する係数等）<br/>第4条 政令第9条第1項第2号イの医療費指数反映係数は、<u>1</u>とする。<br/>第5条～第25条（略）</p> |

2 神奈川県薬物濫用防止条例（平成 27 年神奈川県条例第 10 号）新旧対照表

| 改 正   | 現 行  |
|---|--|
| <p>第 1 条 （略）<br/>（定義）</p> <p>第 2 条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。<br/><u>（削除）</u></p> <p><u>(1)</u> （略）<br/><u>(2)</u> 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する麻薬、<u>同項第 4 号</u>に規定する麻薬原料植物及び<u>同項第 6 号</u>に規定する向精神薬<br/><u>(3)～(6)</u> （略）<br/>（知事指定薬物の指定）</p> <p>第10条 知事は、<u>第 2 条第 6 号</u>に掲げる薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがある薬物を知事指定薬物として指定することができる。</p> <p>2～4 （略）<br/>（知事指定薬物の指定の失効）</p> <p>第11条 前条第 1 項の規定による指定は、知事指定薬物が第 2 条第 1 号から<u>第 5 号</u>までに掲げる薬物に該当するに至ったときは、その効力を失う。</p> <p>2・3 （略）<br/>（製造等の禁止）</p> <p>第12条 （略）</p> <p>2 何人も、<u>第 2 条第 5 号</u>に掲げる薬物又は知事指定薬物を医療等の用途以外の用途に使用することを知って、その場所を提供し、又はあつせんしてはならない。</p> <p>（警告）</p> <p>第15条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、規則で定めるところにより、警告を発することができる。</p> <p>(1) （略）<br/>(2) 第12条第 2 項の規定に違反して、<u>第 2 条第 5 号</u>に掲げる薬物又は知事指定薬物を使用する場所を提供し、又はあつせんした者<br/>(3) （略）<br/>（製造中止等の命令）</p> <p>第16条 知事は、前条の規定による警告を受けた者が当該警告に従わないときは、次に掲げる行為の中止を命じ、又は知事指定薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(1) （略）<br/>(2) <u>第 2 条第 5 号</u>に掲げる薬物又は知事指定薬物を使用する場所の提供又はあつせん</p> | <p>第 1 条 （略）<br/>（定義）</p> <p>第 2 条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。<br/><u>(1) 大麻取締法（昭和23年法律第124号）第 1 条に規定する大麻</u><br/><u>(2)</u> （略）<br/><u>(3)</u> 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第 2 条 <u>第 1 号</u>に規定する麻薬、<u>同条第 4 号</u>に規定する麻薬原料植物及び<u>同条第 6 号</u>に規定する向精神薬<br/><u>(4)～(7)</u> （略）<br/>（知事指定薬物の指定）</p> <p>第10条 知事は、<u>第 2 条第 7 号</u>に掲げる薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがある薬物を知事指定薬物として指定することができる。</p> <p>2～4 （略）<br/>（知事指定薬物の指定の失効）</p> <p>第11条 前条第 1 項の規定による指定は、知事指定薬物が第 2 条第 1 号から<u>第 6 号</u>までに掲げる薬物に該当するに至ったときは、その効力を失う。</p> <p>2・3 （略）<br/>（製造等の禁止）</p> <p>第12条 （略）</p> <p>2 何人も、<u>第 2 条第 6 号</u>に掲げる薬物又は知事指定薬物を医療等の用途以外の用途に使用することを知って、その場所を提供し、又はあつせんしてはならない。</p> <p>（警告）</p> <p>第15条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、規則で定めるところにより、警告を発することができる。</p> <p>(1) （略）<br/>(2) 第12条第 2 項の規定に違反して、<u>第 2 条第 6 号</u>に掲げる薬物又は知事指定薬物を使用する場所を提供し、又はあつせんした者<br/>(3) （略）<br/>（製造中止等の命令）</p> <p>第16条 知事は、前条の規定による警告を受けた者が当該警告に従わないときは、次に掲げる行為の中止を命じ、又は知事指定薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(1) （略）<br/>(2) <u>第 2 条第 6 号</u>に掲げる薬物又は知事指定薬物を使用する場所の提供又はあつせん</p> |

| 改 正  | 現 行  |
|--|--|
| <p>2 (略)</p> <p>(緊急時の勧告)</p> <p>第18条 知事は、薬物（第2条各号のいずれであるかが明らかでない場合又は同条第6号に掲げる薬物（知事指定薬物を除く。）である場合に限る。）の濫用により保健衛生上の重大な危害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、当該薬物を製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、購入し、譲り受け、使用し、使用する場所を提供し、若しくはあっせんし、又は広告する者に対し、その行為を中止し、又は当該薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(知事への通知)</p> <p>第19条 公安委員会は、第2条第5号又は第6号に掲げる薬物の濫用の防止を図るため必要があると認めるときは、当該薬物の販売の状況その他の知事が当該薬物の濫用を防止するための措置を講ずるために必要と認められる事項を知事に通知することができる。</p> | <p>2 (略)</p> <p>(緊急時の勧告)</p> <p>第18条 知事は、薬物（第2条各号のいずれであるかが明らかでない場合又は同条第7号に掲げる薬物（知事指定薬物を除く。）である場合に限る。）の濫用により保健衛生上の重大な危害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、当該薬物を製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、購入し、譲り受け、使用し、使用する場所を提供し、若しくはあっせんし、又は広告する者に対し、その行為を中止し、又は当該薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(知事への通知)</p> <p>第19条 公安委員会は、第2条第6号又は第7号に掲げる薬物の濫用の防止を図るため必要があると認めるときは、当該薬物の販売の状況その他の知事が当該薬物の濫用を防止するための措置を講ずるために必要と認められる事項を知事に通知することができる。</p> |



| 改 正  | 現 行  |
|--|--|
| <p>という。)又はふぐ卸売業者(食品衛生法第55条第1項の規定による営業(食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第5号に規定する魚介類競り売り営業に限る。)の許可を受けて、ふぐの貯蔵又は販売をする者をいう。第12条において同じ。)に対して行う販売を除く。</p>          | <p>という。)又はふぐ卸売業者(食品衛生法第55条第1項の規定による営業(食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第5号に規定する魚介類競り売り営業に限る。)の許可を受けて、ふぐの貯蔵又は販売をする者をいう。第12条において同じ。)に対して行う販売を除く。</p>                                |
| <p><u>(4) (略)</u><br/><u>(削除)</u></p>  | <p><u>(5) (略)</u><br/><u>(6) ふぐ加工製品取扱者 第14条の規定により知事に届け出て、業としてふぐ加工製品の取扱い等(ふぐ加工製品(規則で定めるふぐ加工製品を除く。以下同じ。))を食品として販売し、又は販売の用に供するために調理し、加工し、若しくは貯蔵することをいう。以下同じ。)をする者をいう。</u></p> |
| <p>(業務及び名称の使用制限)<br/>第3条 ふぐ包丁師以外の者は、ふぐの取扱いに従事してはならない。<u>ただし、第8条の規定により認証を受けた営業の施設(以下「認証施設」という。)において、ふぐ包丁師の立会いの下にその指示を受けてふぐの取扱いを行う場合は、この限りでない。</u></p> | <p>(業務及び名称の使用制限)<br/>第3条 ふぐ包丁師以外の者は、ふぐの取扱いに従事してはならない。<u>ただし、</u><br/><u>次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p>   |
| <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>  | <p><u>(1) 第8条の規定により認証を受けた営業の施設(以下「認証施設」という。)において、ふぐ包丁師の立会いの下にその指示を受けてふぐの取扱いを行う場合</u><br/><u>(2) ふぐの処理がされたものを調理し、加工し、又は貯蔵する場合</u></p>                                       |
| <p>2 (略)<br/>(免許)<br/>第4条 ふぐ包丁師になろうとする者は、次の各号のいずれかに該当し、知事の免許を受けなければならない。</p>   | <p>2 (略)<br/>(免許)<br/>第4条 ふぐ包丁師になろうとする者は、次の各号のいずれかに該当し、知事の免許を受けなければならない。</p>   |
| <p>(1) (略)<br/><u>(2) 他の都道府県知事等が行うふぐの取扱いに関する試験のうち、知事が適当と認める試験に合格し、他の都道府県知事等の免許等を受けている者であること。</u></p>   | <p>(1) (略)<br/><u>(2) 前号の試験と同等以上のものであるとして知事が認める他の都道府県の知事が行うふぐの取扱いに関する試験に合格し、免許を受けている者であること。</u></p>  |
| <p>第5条 (略)<br/>(絶対的欠格事由)<br/>第6条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、ふぐ包丁師の免許を与えない。</p>   | <p>第5条 (略)<br/>(絶対的欠格事由)<br/>第6条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、ふぐ包丁師の免許を与えない。</p>   |
| <p>(1) (略)<br/>(2) <u>第21条第2項の規定により免許の取消処分(同項第1号に該当することを理由とした免許の取消処分を除く。))を受けた後3年を経過しない者</u></p> <p>第6条の2～第10条 (略)<br/>(ふぐの取扱い等に係る禁止事項等)</p>         | <p>(1) (略)<br/>(2) <u>第23条第2項の規定により免許の取消処分(同項第1号に該当することを理由とした免許の取消処分を除く。))を受けた後3年を経過しない者</u></p> <p>第6条の2～第10条 (略)<br/>(ふぐの取扱い等に係る禁止事項等)</p>                               |

| 改 正   | 現 行  |
|---|--|
| <p>第11条 ふぐ包丁師は、認証施設以外の場所でふぐの取扱いに従事してはならない。</p>                        | <p>第11条 ふぐ包丁師は、認証施設以外の場所でふぐの取扱いに従事してはならない。ただし、第3条第1項第2号に掲げる場合は、この限りでない。</p>  |
| <p>第12条・第13条 (略)<br/>(削除)</p>   | <p>第12条・第13条 (略)<br/>(ふぐ加工製品の取扱い等の届出)</p>  |
| <p>(削除)</p>   | <p>第14条 業としてふぐ加工製品の取扱い等を行うようとする者は、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、営業者が認証施設においてふぐ加工製品の取扱い等をする場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) ふぐ加工製品の取扱い等を行う施設の名称及び所在地</p> <p>(3) ふぐ加工製品の取扱い等のうち、行おうとするもの</p>  |
| <p>(削除)</p>   | <p>(届出済書の交付)</p> <p>第15条 知事は、前条の届出を受理したときは、ふぐ加工製品取扱等届出済書（以下「届出済書」という。）を交付する。</p>   |
| <p>(削除)</p>   | <p>(届出済書の書換え等)</p> <p>第16条 届出済書の記載事項に変更があつたとき又は届出済書を亡失し、若しくは損傷したときは、記載事項の変更又は損傷にあつては当該届出済書を添えて、届出済書の書換え又は再交付を受けなければならない。</p>   |
| <p>(削除)</p>   | <p>(ふぐ加工製品の取扱い等に係る禁止事項)</p> <p>第17条 営業者及びふぐ加工製品取扱者は、次に掲げるものについて、ふぐ加工製品の取扱い等をしてはならない。ただし、ふぐ包丁師がふぐ加工製品を調理し、又は加工する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) ふぐ包丁師等が認証施設その他業としてふぐの取扱い等を行うことができると他の都道府県知事等が認めた施設（次条第4項において「認証施設等」という。）においてふぐ加工製品の原材料であるふぐを調理し、又は加工したものと認められないもの</p> <p>(2) 容器包装（容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装）の見やすい箇所に規則で定める事項を表示していないもの</p> |
| <p>(遵守事項)</p>   | <p>(遵守事項)</p>  |
| <p>第14条 (略)</p> <p>2 営業者 _____ は、認証書 _____ を客の見やすい場所に掲示しなければならない。</p> | <p>第18条 (略)</p> <p>2 営業者及びふぐ加工製品取扱者は、認証書又は届出済書を客の見やすい場所に掲示しなければならない。</p>   |
| <p>3 (略)<br/>(削除)</p>   | <p>3 (略)</p>   |
| <p>(削除)</p>   | <p>4 営業者及びふぐ加工製品取扱者は、規則で定めるところにより、ふぐ加工製品の取扱い等を</p>   |



| 改 正   | 現 行  |
|---|--|
| <p>(免許証の返納)</p> <p><u>第15条</u> ふぐ包丁師が死亡し、又は失踪の<u>宣告</u>を受けたときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）による死亡又は<u>失踪宣告</u>の届出義務者は、直ちに知事にその旨を届け出て免許証を返納しなければならない。</p> <p>2 ふぐ包丁師は、<u>第20条又は第21条第2項</u>の規定により免許の取消処分を受けたときは、7日以内に知事に免許証を返納しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(ふぐ営業<u>の</u>廃止)</p> <p><u>第16条</u> 営業者は、ふぐ営業を廃止したときは、廃止した日から7日以内に知事にその旨を届け出て<u>認証書を返納</u>しなければならない。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>2 <u>前項の認証書</u>を返納することができないときは、当該届出に際し、その理由を付さなければならない。</p> <p>(報告の徴収等)</p> <p><u>第17条</u> 知事は、公衆衛生上の見地から必要があると認めるときは<u>営業者、ふぐ包丁師</u>その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員をして<u>認証施設</u>その他の場所に立ち入らせ、<u>ふぐの取扱い等</u>の状況及び監督上必要な物件を検査させることができる。</p> <p>2 (略)</p> | <p><u>しようとするものについて次に掲げる事項に関する記録を保存しなければならない。ただし、ふぐ包丁師が認証施設においてふぐ加工製品を調理し、又は加工する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>当該ふぐ加工製品の原材料であるふぐが調理され、又は加工された認証施設等を経営する営業者等の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</u></p> <p>(2) <u>当該ふぐ加工製品の原材料であるふぐが調理され、又は加工された認証施設等の名称及び所在地</u></p> <p>(3) <u>ふぐ包丁師等が認証施設等において当該ふぐ加工製品の原材料であるふぐを調理し、又は加工したものである旨</u></p> <p>(4) <u>その他規則で定める事項</u></p> <p>(免許証の返納)</p> <p><u>第19条</u> ふぐ包丁師が死亡し、又は失<u>そ</u>うの宣告を受けたときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）による死亡又は<u>失そう</u>宣告の届出義務者は、直ちに知事にその旨を届け出て免許証を返納しなければならない。</p> <p>2 ふぐ包丁師は、<u>第22条の3又は第23条第2項</u>の規定により免許の取消処分を受けたときは、7日以内に知事に免許証を返納しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(ふぐ営業<u>等</u>の廃止)</p> <p><u>第20条</u> 営業者は、ふぐ営業を廃止したときは、廃止した日から7日以内に知事にその旨を届け出て<u>認証書を返納</u>しなければならない。</p> <p>2 <u>ふぐ加工製品取扱者は、その業を廃止したときは、廃止した日から7日以内に知事にその旨を届け出て届出済書を返納</u>しなければならない。</p> <p>3 <u>前2項の認証書又は届出済書を返納</u>することができないときは、当該届出に際し、その理由を付さなければならない。</p> <p>(報告の徴収等)</p> <p><u>第21条</u> 知事は、公衆衛生上の見地から必要があると認めるときは<u>営業者、ふぐ包丁師、ふぐ加工製品取扱者</u>その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員をして<u>認証施設、ふぐ加工製品の取扱い等</u>をする施設その他の場所に立ち入らせ、<u>ふぐの取扱い等若しくはふぐ加工製品の取扱い等</u>の状況及び監督上必要な物件を検査させることができる。</p> <p>2 (略)</p> |

| 改 正   | 現 行   |
|---|---|
| <p>(手数料)</p> <p><u>第18条</u> 知事は、この条例に基づき、試験、免許、認証又は免許証若しくは認証書の書換え若しくは再交付を受けようとする者から、次に掲げる手数料を徴収する。</p> <p>(1) ふぐ包丁師試験手数料 <u>1万8,000円</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(営業者_____の地位の承継)</p> <p><u>第19条</u> 営業者_____がその営業_____を譲渡し、又は営業者_____について相続、合併若しくは分割(その営業_____を承継させるものに限る。)があつたときは、その営業_____を譲り受けた者又は相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意によりその営業_____を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割によりその営業_____を承継した法人は、営業者_____の地位を承継する。</p> <p>2 前項の規定により営業者_____の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(行政処分)</p> <p>(削除)</p> <p><u>第20条</u> 知事は、ふぐ包丁師が次の各号のいずれかに該当する_____ときは、第4条の<u>知事</u>の免許を取り消すものとする。</p> <p>(1) <u>第4条第2号の免許等が他の都道府県知事等により取り消されたとき。</u></p> <p>(2) <u>第6条第1号に該当するに至つたとき。</u></p> <p><u>第21条</u> 知事は、営業者が次の各号のいずれかに該当するときは、食品衛生(食品衛生法第4条第6項に規定する食品衛生をいう。以下この条において同じ。)上の危害を防止し、若しくは除去するために必要な措置をとることを命じ、第8条の認証を取り消し、又は期間を定めて業務の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第10条、第12条又は第13条第1項</u>の規定に違反したとき。</p> <p>(3) <u>当該職員の指示を受けたにもかかわらず、第14条第1項又は第2項の規定に違反したとき。</u></p> <p>2 知事は、ふぐ包丁師が次の各号のいずれかに該当するときは、食品衛生上の危害を防止し、若しくは除去するために必要な措置をとることを命じ、第4条の<u>知事</u>の免許を取り消し、又</p> | <p>(手数料)</p> <p><u>第22条</u> 知事は、この条例に基づき、試験、免許、認証又は免許証若しくは認証書の書換え若しくは再交付を受けようとする者から、次に掲げる手数料を徴収する。</p> <p>(1) ふぐ包丁師試験手数料 <u>1万5,530円</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(営業者又はふぐ加工製品取扱者の地位の承継)</p> <p><u>第22条の2</u> 営業者若しくはふぐ加工製品取扱者がその営業若しくは業を譲渡し、又は営業者若しくはふぐ加工製品取扱者について相続、合併若しくは分割(その営業又は業を承継させるものに限る。)があつたときは、その営業若しくは業を譲り受けた者又は相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意によりその営業又は業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割によりその営業若しくは業を承継した法人は、営業者又はふぐ加工製品取扱者の地位を承継する。</p> <p>2 前項の規定により営業者又はふぐ加工製品取扱者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(行政処分)</p> <p><u>第22条の3</u> 知事は、ふぐ包丁師が第6条第1号に該当するに至つたときは、第4条の_____免許を取り消すものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>第23条</u> 知事は、営業者が次の各号のいずれかに該当するときは、食品衛生(食品衛生法第4条第6項に規定する食品衛生をいう。以下この条において同じ。)上の危害を防止し、若しくは除去するために必要な措置をとることを命じ、第8条の認証を取り消し、又は期間を定めて業務の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第10条、第12条、第13条第1項又は第17条</u>の規定に違反したとき。</p> <p>(3) <u>当該職員の指示を受けたにもかかわらず、第18条(第3項を除く。)</u>の規定に違反したとき。</p> <p>2 知事は、ふぐ包丁師が次の各号のいずれかに該当するときは、食品衛生上の危害を防止し、若しくは除去するために必要な措置をとることを命じ、第4条の_____免許を取り消し、又</p> |

| 改 正   | 現 行   |
|---|---|
| <p>は期間を定めて業務の停止を命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 当該職員の指示を受けたにもかかわらず、<u>第14条第1項又は第3項の規定に違反した</u>とき。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(罰則)</p> <p><u>第22条 (略)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>2 第17条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、5万円以下の罰金に処する。</u></p> <p><u>第23条～第25条 (略)</u></p> | <p>は期間を定めて業務の停止を命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 当該職員の指示を受けたにもかかわらず、<u>第18条第1項又は第3項の規定に違反した</u>とき。</p> <p><u>3 知事は、ふぐ加工製品取扱者が次の各号のいずれかに該当するときは、食品衛生上の危害を防止し、若しくは除去するために必要な措置をとることを命じ、又は期間を定めて業務の停止を命ずることができる。</u></p> <p><u>(1) 第17条の規定に違反したとき。</u></p> <p><u>(2) 当該職員の指示を受けたにもかかわらず、第18条第2項又は第4項の規定に違反したとき。</u></p> <p>(罰則)</p> <p><u>第24条 (略)</u></p> <p><u>2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処する。</u></p> <p><u>(1) 第14条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</u></p> <p><u>(2) 第17条の規定に違反した者</u></p> <p><u>3 第21条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、5万円以下の罰金に処する。</u></p> <p><u>第25条～第27条 (略)</u></p> |

収入証紙に関する条例（昭和39年神奈川県条例第76号）

| 改 正  | 現 行  |         |          |  |               |  |           |  |  |     |         |          |  |               |  |           |  |
|--|--|---------|----------|--|---------------|--|-----------|--|--|-----|---------|----------|--|---------------|--|-----------|--|
| <p>別表（第2条関係）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 手数料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">根 拠 規 定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～11 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12 ふぐ包丁師試験手数料</td> <td>神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例（昭和34年神奈川県条例第26号）<u>第18条</u></td> </tr> <tr> <td>13～32 (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 名 称  | 根 拠 規 定 | 1～11 (略) |  | 12 ふぐ包丁師試験手数料 | 神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例（昭和34年神奈川県条例第26号） <u>第18条</u> | 13～32 (略) |  | <p>別表（第2条関係）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 手数料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">根 拠 規 定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～11 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12 ふぐ包丁師試験手数料</td> <td>神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例（昭和34年神奈川県条例第26号）<u>第22条</u></td> </tr> <tr> <td>13～32 (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 名 称 | 根 拠 規 定 | 1～11 (略) |  | 12 ふぐ包丁師試験手数料 | 神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例（昭和34年神奈川県条例第26号） <u>第22条</u> | 13～32 (略) |  |
| 名 称  | 根 拠 規 定                                      |         |          |  |               |  |           |  |  |     |         |          |  |               |  |           |  |
| 1～11 (略)   |  |         |          |  |               |  |           |  |  |     |         |          |  |               |  |           |  |
| 12 ふぐ包丁師試験手数料  | 神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例（昭和34年神奈川県条例第26号） <u>第18条</u> |         |          |  |               |  |           |  |  |     |         |          |  |               |  |           |  |
| 13～32 (略)  |  |         |          |  |               |  |           |  |  |     |         |          |  |               |  |           |  |
| 名 称  | 根 拠 規 定                                      |         |          |  |               |  |           |  |  |     |         |          |  |               |  |           |  |
| 1～11 (略)   |  |         |          |  |               |  |           |  |  |     |         |          |  |               |  |           |  |
| 12 ふぐ包丁師試験手数料  | 神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例（昭和34年神奈川県条例第26号） <u>第22条</u> |         |          |  |               |  |           |  |  |     |         |          |  |               |  |           |  |
| 13～32 (略)  |  |         |          |  |               |  |           |  |  |     |         |          |  |               |  |           |  |

